

『'22～'23年版 最短合格 2級FP技能士』【正誤表】

該当頁	該当箇所	誤	正
57	2022/8/30追加 1章10「遺族給付・併給調整」	③遺族厚生年金 計算例 58万8,436.875円→58万8,437円（円未満四捨五入）	58万8,346.875円→58万8,347円（円未満四捨五入）
198	3章7「株式投資の基礎知識」	③主な相場指標の表中「東証株価指数（TOPIX）」 東京証券取引所上場で原則流通株式時価総額100億円以上の内国普通株式の全銘柄を対象として、株式数でウェイト付けした時価総額指数（加重平均）。経過措置あり。	東京証券取引所プライム市場全銘柄・スタンダード市場一部銘柄（旧市場第一部上場全銘柄）を対象として、株式数でウェイト付けした時価総額指数（加重平均）。経過措置あり。
199	3章7「株式投資の基礎知識」	③主な相場指標の表中「DAX」 フランクフルト市場に上場する主要30銘柄を対象とする時価総額指数	フランクフルト市場に上場する主要40銘柄を対象とする時価総額指数
291	4章10「税額控除」	③住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除） 1. 主な適用要件の表の欄外※2 ※2 以下の住宅は控除対象外となる。 ・2024年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が2024年6月30日以前のものを除く） ・建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で、登記簿上の建築日付が2024年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅等	※2 以下の住宅は控除対象外となる。 ・2024年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が2024年6月30日以前のものを除く）のうち、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅等 ・建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で、登記簿上の建築日付が2024年7月1日以降のものうち、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅等
445	6章10「財産評価」	③宅地の評価 2. 宅地の評価方法 ③ ③地域規模の大きな宅地の評価	③地積規模の大きな宅地の評価